

＜令和2年度（2020年度）版＞別紙1 道有林野への銃猟入林に際しての注意事項等（注意事項）

1 銃猟立入禁止区域について

- (1) 道有林では、鳥獣保護区など法令等により狩猟による鳥獣の捕獲等が禁止されている区域のほか、次に該当するものについては、狩猟期間中における道民や事業者等の入林者の安全を確保するため、銃猟立入禁止区域（昨年度までの「狩猟規制区域」を名称変更）に設定しています。
 - ア 観光地や木育イベント等で道民が頻繁に入林する区域
 - イ 道有林の整備及び管理に関する事業を実施する区域
 - ウ その他総合振興局長等が銃猟を禁止することが必要と認める区域
- (2) 銃猟立入禁止区域では、「発砲禁止」や「銃猟立入禁止区域図」の看板や幟（のぼり）等の注意標識を設置しているので、銃猟を目的とした入林はしないでください。
- (3) 平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震の影響により、夕張市、由仁町及びむかわ町を除く胆振管理区（安平町及び厚真町）の道有林の入林は、当分の間、禁止していますので、銃猟を目的とした入林はしないでください。
- (4) 令和2年度（2020年度）の狩猟期間は、銃猟立入禁止区域図（昨年度までの「狩猟区域図」を名称変更）で可猟とされた道有林においては、平日においても、銃猟を目的とした入林が可能です。
- (5) 銃猟立入禁止区域図で可猟とされた場所でも、道民や事業者、森林室職員が入林していることがありますので、周囲の注意標識をよく確認の上、必ず矢先の安全を確認し、人がいないことが確実な状況でのみ、銃猟を実施してください。
- (6) 国道や道道の通行規制により入林できない箇所がありますので、入林前に森林室又は道路管理者へお問い合わせください。

2 狩猟通行路線について

通年で開放している開放林道のほか、狩猟期間のうち、11月1日から期間終了までの間の土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）に限り、狩猟通行路線を開放します。

- (1) 狩猟通行路線は、3の項目に記載の銃猟立入禁止区域図に表記のほか、林道等の入口に看板を設置しますので、必ず内容を確認の上、通行してください。
- (2) 狩猟通行路線以外は、車両による通行はできません。
- (3) 「通行禁止」や「進入禁止マーク」の注意標識がある場合は、絶対にその先へ車両による進入はしないでください。
- (4) 見通しの悪い場所や整備が十分でない箇所があるほか、荒天による路肩の崩壊など予期しない危険が発生している可能性がありますので、十分注意の上、慎重に通行してください。
- (5) 積雪により路面状況の確認や走行が困難な場合は、危険なので通行しないでください。
- (6) 森林内で事業者や森林室の職員が作業を行うときは、当該作業箇所に通じるゲートを施錠します。

3 銃猟立入禁止区域図（WEBマップ）について

- (1) 令和2年度（2020年度）は、道有林及び国有林に共通の銃猟立入禁止区域図（WEBマップ）を公開しています。WEBマップにより必要な区域を印刷し携行するか、スマートフォン等で閲覧するようお願いします（スマートフォン等のGPS機能で現在位置を標示できます。）。

またWEBマップは、携帯電話の通信圏外でも、あらかじめダウンロードを行うことで現在位置の標示可能です。

WEBマップは北海道森林管理局ホームページのほか、道有林課及び各森林室のホームページからリンクし、閲覧・印刷できます。

(URL) <https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/nyurin/attach/jyuukinnzu.html>

- (2) 新たに路線の一部に危険箇所を確認した場合に通行止めとしたり、事業実施等に伴い開放林道、狩猟通行路線及び銃猟立入禁止区域等の見直しが必要となった場合、銃猟立入禁止区域図を随時更新するので、必ず最新のものを確認し、入林してください。

4 一括銃猟入林証等の携行について

- (1) 道有林へ銃猟を目的として入林する際には、必ず一括銃猟入林証（昨年度までの「一括狩猟入林証」を名称変更）（桃色）を携行し、森林室職員等から提示を求められた場合は、必ず提示してください。
- (2) 車両入林証（桃色）は、車両フロントの車外から見やすい場所にご掲示ください。

5 林道の除雪について

各種事業のために除雪している道路については、立入禁止や造材等の事業実施を示す看板や幟等の注意標識に従い、絶対に通行しないでください。

6 スノーモビルの乗り入れ禁止について

一般の狩猟でのスノーモビルの乗り入れは、認めていません。

7 関係法令等の遵守について

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律や関係法令を遵守ください。
- (2) 道路からの発砲、立木や標識類、ゲート等の施設への発砲は法律に違反する行為であり、絶対にしてはなりません。
なお、ゲートや標識などの施設を破損した場合は、法律によって罰せられるとともに損害賠償が請求されます。
- (3) 狩猟後のエゾシカ残滓の放置は、森林施業の支障となるとともに、ヒグマを誘引し、森林散策等の入林者への人身事故を引き起こす危険性がありますので、残滓は必ず回収するとともに、薬莢やゴミは持ち帰ってください。
- (4) 野営やたき火はしないでください。

8 一括銃猟入林証等の返納について

次の事項に該当する場合は、一括銃猟入林証及び車両入林証を返納いただき、今年度及び次年度の狩猟のための入林をご遠慮いただきます。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律や関係法令等違反の場合
- (2) 銃猟立入禁止区域や狩猟が禁止されている場所で狩猟を行ったことが明らかな場合
- (3) 捕獲した鳥獣の残滓を放置したことが明らかな場合
- (4) 故意に、開放林道及び狩猟通行路線以外の道路並びに開放日以外に狩猟通行路線に車両で進入した場合
- (5) 森林室職員や巡視員等の指示に従わない場合
- (6) 故意又は重大な過失により施設等（ゲート・看板・立木等）を破損した場合
- (7) スノーモビルにより乗り入れした場合

9 その他

- (1) 一括銃猟入林証（桃色）をお持ちの場合は、エゾシカ以外の銃猟に係る入林も可能です。ただし、エゾシカ可猟期間内で、かつ法令等で定められた鳥獣ごとの可猟期間に限ります。
- (2) ヒグマの狩猟において、万が一「手負い」の状態にしてしまった場合は、速やかに最寄りの警察署と森林室へ連絡してください。

10 事故等が発生した場合の責任について

事故等が発生した場合は、入林者は必要な処置後、速やかに最寄りの警察署と森林室へ連絡してください。

なお、事故等が発生した場合の責任は、入林者自らが負うものとし、北海道は一切の責任を負いません。